

「下水道維持管理指針 2014年版（総編 マネジメント編）」正誤表(1刷用)

頁	章	節	訂正箇所	誤	正																												
82	2	3	表 2.3.2 上から13項目	<table border="1"> <tr> <td>項 目^{注1}</td> <td>法における下水排除基準（特定事業場^{注2}，排水量 50m³/d 以上）</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物</td> <td>(mg/L) 加として2以下</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>(個/cm³) 日間平均 3,000 以下</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td>(mg/L) 240 未満</td> </tr> </table>	項 目 ^{注1}	法における下水排除基準（特定事業場 ^{注2} ，排水量 50m ³ /d 以上）	・		・		・		クロム及びその化合物	(mg/L) 加として2以下	大腸菌群数	(個/cm ³) 日間平均 3,000 以下	窒素含有量	(mg/L) 240 未満	<table border="1"> <tr> <td>項 目^{注1}</td> <td>法における下水排除基準（特定事業場^{注2}，排水量 50m³/d 以上）</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物</td> <td>(mg/L) 加として2以下</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>(個/cm³) -</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td>(mg/L) 240 未満</td> </tr> </table>	項 目 ^{注1}	法における下水排除基準（特定事業場 ^{注2} ，排水量 50m ³ /d 以上）	・		・		・		クロム及びその化合物	(mg/L) 加として2以下	大腸菌群数	(個/cm ³) -	窒素含有量	(mg/L) 240 未満
項 目 ^{注1}	法における下水排除基準（特定事業場 ^{注2} ，排水量 50m ³ /d 以上）																																
・																																	
・																																	
・																																	
クロム及びその化合物	(mg/L) 加として2以下																																
大腸菌群数	(個/cm ³) 日間平均 3,000 以下																																
窒素含有量	(mg/L) 240 未満																																
項 目 ^{注1}	法における下水排除基準（特定事業場 ^{注2} ，排水量 50m ³ /d 以上）																																
・																																	
・																																	
・																																	
クロム及びその化合物	(mg/L) 加として2以下																																
大腸菌群数	(個/cm ³) -																																
窒素含有量	(mg/L) 240 未満																																
260	5	1	上から10行目	下水道施設の維持管理において発生する様々な情報を整理， <u>簡易</u> する。	下水道施設の維持管理において発生する様々な情報を整理， <u>管理</u> する。																												